

平成三十年四月十一日提出
質問第一二二三号

政府の北朝鮮への抗議ルートに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

政府の北朝鮮への抗議ルートに関する質問主意書

平成二十九年十一月三十日、参議院外交防衛委員会で、河野太郎外務大臣は、「昨日、北朝鮮が再び弾道ミサイルを発射し、国際社会の一致した問題解決への強い意思を踏みにじりました。今回の弾道ミサイル発射を受け、日本は、直ちに北朝鮮に対して嚴重に抗議し、最も強い表現で非難しました」と述べた。

平成二十九年十二月六日、衆議院外務委員会で、河野大臣は、「大和堆を含む日本海の我が国の排他的經濟水域において、北朝鮮の漁船と思われる多くの船舶が違法な操業を行っている、これを確認しております。こうした状況を受けて、北京の大使館ルートを使って、北朝鮮に対して違法操業の停止、退去を指導するよう強く申し入れをしております。今年だけでも四回申し入れをいたしました」と述べている。

平成二十九年十二月五日、参議院外交防衛委員会で、河野大臣は、「抗議をするルートはございます。必要ならば抗議を行います。現時点でそういう事案であるというふうにはまだ認識をしております」と述べ、外務省から北朝鮮への抗議をするルートの存在に言及した。

他方、「北朝鮮がミサイルを発射するたびに、「日本政府は北朝鮮に対し北京の外交ルートを通じて嚴重に抗議した」と報じられ、あたかも拳を振り上げて抗議したかのようですが、北朝鮮大使館にファックスを

送っているだけ」との指摘が東京新聞の論説委員からなされている。

外交上交わされる文書や口頭による抗議の具体的な内容については、機微に触れるものもあるため、速やかな公開にはなじまないものがあるが、どのような形で日本政府が北朝鮮に抗議を行っているかについては、国民は知り、その実効性を判断し、国政選挙などの際の投票判断の材料にする立場にある。

政府の北朝鮮への抗議ルートについて確認したいので、以下質問する。

一 平成二十九年十一月三十日の参議院外交防衛委員会で河野大臣のいう「直ちに北朝鮮に対して嚴重に抗議し、最も強い表現で非難」とは、どのような形でなされたのか。北朝鮮の外交官に日本政府の外交官が面談し、文書もしくは口頭で抗議を行ったのか。政府の見解如何。

二 平成二十九年十二月六日の衆議院外務委員会で河野大臣のいう「北京の大使館ルートを使って、北朝鮮に対して違法操業の停止、退去を指導するよう強く申し入れ」とは、どのような形でなされたのか。北朝鮮の外交官に日本政府の外交官が面談し、文書もしくは口頭で抗議を行ったのか。政府の見解如何。

三 平成二十九年十二月六日の衆議院外務委員会で河野大臣のいう「今年だけでも四回申し入れをいたしました」とは、どのような形でなされたのか。北朝鮮の外交官に日本政府の外交官が面談し、文書もしくは

口頭で抗議を行ったのか。それぞれについて政府の見解如何。

四 河野大臣のいう、「抗議をするルートはございます」というものには、北朝鮮の在外公館などにファックスを送付するということも含まれるのか。政府の見解如何。

五 岸田外務大臣および河野外務大臣の在任中、北朝鮮のミサイル発射、核実験、違法操業などの事案への抗議について、北朝鮮の在外公館などにファックスを送付するだけにとどまり、北朝鮮の外交官に面談を行っていないものはあるか。政府の見解如何。

右質問する。